

業務委託契約における
総合評価一般競争入札（政策提案型）
ガイドライン

令和8年2月

大阪市

目次

頁

1 はじめに	
(1) 総合評価落札方式導入の背景及び経緯	・・・ 1
(2) 本ガイドラインの目的	・・・ 2
(3) 電子入札化と入札契約事務の一元化	・・・ 3
(4) 地方公営企業及び地方独立行政法人の取扱い	・・・ 3
(5) 関係法令等	・・・ 3
2 総合評価一般競争入札（政策提案型）とは	・・・ 5
3 総合評価一般競争入札評価会議	
(1) 学識経験者への意見聴取	・・・ 5
(2) 総合評価一般競争入札評価会議の開催	・・・ 5
4 基本的運用	
(1) 総合評価落札方式の適用について	・・・ 6
(2) 落札者の決定方法	・・・ 6
(3) 落札者決定基準の設定	・・・ 7
(4) 中立かつ公正な審査・評価の確保	・・・ 7
(5) 情報の公表	・・・ 8
5 総合評価落札方式の基本的な流れ	
(1) 事務フロー図	・・・ 8
(2) 評価会議（1回目）	・・・ 10
(3) 公告等	・・・ 10
(4) 入札・開札	・・・ 10
(5) 採点作業・調整	・・・ 10
(6) 評価会議（2回目）	・・・ 11
(7) ヒアリング	・・・ 11
(8) 落札者の決定	・・・ 11
6 企画提案内容の履行確認	・・・ 11
7 参考資料	・・・ 12

1 はじめに

(1) 総合評価落札方式導入の背景及び経緯

従来、地方公共団体の競争入札における落札者は、「より安く」調達を行う必要性から、地方自治法234条第3項により「予定価格の制限の範囲内で・・・最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」ものとされているため、価格のみにより決定され、価格以外の要素については落札者決定の要因とされていませんでした。

しかし、価格のみに着目した従来の落札者決定方式では、過度な低価格入札により、適正な履行が確保できず、品質の低下につながるものが懸念されます。

平成11年2月の地方自治法施行令改正により、調達の性質又は目的から、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる」とされ、「総合評価落札方式」による入札を行うことが可能となりました。（地方自治法施行令第167条の10の2）

これを受け本市では、業務委託契約のうち情報システムの調達に関して、国に準じて予定価格が80万SDR以上の案件について、総合評価落札方式によるライフサイクルコストベースの調達を基本としています。

また、政府調達協定の対象となる調達契約の相手方の選定方式としても、最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件については、透明性、公正性及び予算の効率的使用に十分留意したうえで、総合評価落札方式をとることが認められています。

このような背景を踏まえ、本市における業務委託契約についても、著しく低い価格で契約した場合には、契約内容の適正な履行が確保されず、品質の低下を招くおそれがあり、また、政策目的に応じた評価項目を設定することで、本市の政策課題の解消に総合評価落札方式が有効な場合があるため、平成16年から市民局が所管となって、庁舎清掃業務の一部委託契約に、技術的評価及び就労困難者の雇用取組や環境への配慮などの公共性評価を行う総合評価一般競争入札を導入し、過度な低価格入札の排除、品質の確保や政策課題の解消を図ることとしました。

平成23年度からは、業務委託契約における総合評価一般競争入札の活用方針（以下、「活用方針」という。）を策定することで総合評価一般競争入札の対象案件を明確化し、原則として予定価格2,000万円以上かつ作業面積が4,000㎡以上の庁舎清掃業務委託契約に、就労困難者の雇用に資することを目的とした総合評価落札方式を適用することとし、一層の施策の推進を図るものとなりました。

また、試行的に「賃金・労働条件の向上に関する取組」を評価項目に加え、本市の委託業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図りました。

落札者決定基準や落札者の決定について意見聴取を行う総合評価一般競争入札評価会議については、平成23年度まで、雇用勤労施策等を所管する市民局が事務局を担当してきましたが、平成24年度に契約管財局へ事務を移管し、市全体として、総合評価落札方式においてどのような政策課題に対応していくのか、関係局と協議しながら制度設計を進める必要があります。

平成25年度には、より一層の施策の推進とダンピング受注の防止及び品質確保を図るため、活用方針を改正し、原則として、予定価格1,500万円以上の庁舎清掃業務委託及び病院清掃業務委託に総合評価落札方式の適用範囲の拡大を行いました。

また、同年度から「男女共同参画に関する取組」を評価項目に加え、本市の男女共同参画に係る施策の推進を図るものとなりました。

さらに、これまで、価格評価点と技術評価点・公共性評価点の比率を6：4として取扱ってきましたが、政策課題の解消により寄与し、ダンピング受注防止を促進するとともに、増加する評価項目に対して各項目の評価の密度を確保するため、平成27年度から、技術評価点・公共性評価点の比率を高くし、5：5として取扱うよう方針を変更しました。

平成30年度では、「賃金・労働条件の向上に関する取組」の評価項目について、全件の施設に拡大し本格導入を行うことで、清掃業界の賃金の底上げ及び雇用率の上昇に繋げていきました。

さらに、令和2年度からは、これまで、価格評価点と技術評価点・公共性評価点の比率を5：5として取扱ってきましたが、知的障がい者等の雇用提案をしていない事業者が低価格で落札している案件が発生していることから、福祉への配慮の配点をより高めるため、現行の「5：5」から「4：6」に改正しました。

また、労務単価の上昇により現行の小規模施設において専任支援者を配置し、障がい者に配慮した雇用の実現が困難となってきたため、総合評価落札方式の適用範囲を現行の予定価格1,500万円以上から2,000万円以上に実施要領を改正し、より安定した制度運用を図りました。

(2) 本ガイドラインの目的

大阪市として、全市的に解決すべき政策課題に対応できるよう、業務委託契約における総合評価落札方式の導入を進めていくにあたり、基本的な運用事項を示すものとして、本ガイドラインを定めるものです。

なお、関係局と協議しながら導入効果の検証や運用面での課題等の把握を行うものとし、本ガイドラインについても適宜見直しを行っていくものとします。

本ガイドラインの対象は、政策課題解消に寄与することを目的とした、大阪市の業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）であることに留意してください。適用となる業務委託契約は、契約管財局契約部と協議のうえ選定するものとします。

(3) 電子入札化と入札契約事務の一元化

総合評価一般競争入札（政策提案型）の入札については、適正な入札契約事務の確立の観点から、平成26年度に電子入札により実施することとしました。

電子入札化により、公正性や透明性が向上するとともに、事務の効率化を図ることができるだけでなく、複数の案件の同時実施が可能となり、入札参加者の利便性が向上して競争性が向上することとなりました。

また、電子入札化に合わせて、これまで、入札に関する事務は各所属が行っていましたが、平成26年6月1日以降に発注する総合評価一般競争入札（政策提案型）により入札を実施する契約について、市長の権限に属する入札に関する事務を契約管財局長に委任することとして一元化を図り、契約管財局において入札に関する事務を行うこととしました。

さらに平成30年4月1日以降の契約分からは、より一層の統一性、公平性の確保の観点から、契約管財局で入札事務を行っている案件について契約管財局において契約事務を行うこととしたため、総合評価一般競争入札（政策提案型）についても契約事務を契約管財局へ一元化することとしました。

(4) 地方公営企業及び地方独立行政法人の取扱い

地方公営企業である水道局については、入札契約事務の一元化に係る覚書において、契約管財局長が入札に関する事務を行う対象として上記の市長告示に定める契約としており、告示改正により、総合評価一般競争入札（政策提案型）の案件についても同様に契約管財局が入札を行います。契約については水道局が締結します。

交通局については、平成30年4月1日より事業の民営化に伴い、廃止されています。また、地方独立行政法人については、それぞれの法人において入札を行います。総合評価一般競争入札評価会議開催要綱において評価会議の意見を聴く対象としています。

なお、このガイドラインは、契約管財局が電子入札を行うことを前提として示していますので、考え方に違いはありませんが、地方独立行政法人については事務の取扱いが異なります。

(5) 関係法令等

総合評価一般競争入札については、地方自治法及び地方自治法施行令等に基づき実施するものです。また、大阪市契約規則やその他関係法令に従うこととなります。

さらに、本ガイドラインのほか、「大阪市業務委託契約総合評価一般競争入札（政策提案型）実施要領」、「業務委託契約請求事務処理要領」及び「入札契約情報等の公表に関する要綱」を定めており、これらにより適切に実施しなければなりません。

◎地方自治法 第234条第3項

普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

◎地方自治法施行令 第167条の10の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第六十七条の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

◎地方自治法施行規則 第12条の4

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 総合評価一般競争入札（政策提案型）とは

総合評価落札方式とは、企業の技術力等と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方式です。この方式は、仕様書及び契約約款に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式とは異なり、より技術力等の高い企業が落札者となりやすく、品質の向上、企業の技術開発の促進等の効果が期待される入札方式です。

契約管財局において事務局を担当している総合評価一般競争入札は、技術的評価以外に公共性評価を取り入れており、就労困難者の雇用取組や環境への配慮、男女共同参画に関する取組、労働者の賃金・労働条件の向上に関する取組等の政策提案についても評価し、企業の協力を得ながら本市の政策課題の解消に寄与することを目的とした政策提案型です。

なお、企業の技術力等や政策提案については、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、提出された企画提案書の技術提案、研修体制、本市政策への協力度等を審査し、点数化することにより評価します。

また、この調達はWTO政府調達協定に基づく特定役務に該当し、基準額20万SDR以上の案件では、「大阪市物品等又は特定役務の調達手続きの特例に関する規則」に基づく取り扱いが必要です。

3 総合評価一般競争入札評価会議

(1) 学識経験者への意見聴取

総合評価落札方式で調達を行う場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項により、次の内容についてあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとされています。

- ・落札者決定基準を定めようとするとき
- ・落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかについて確認するとき
- ・上記で必要があるとの意見があった場合には、落札者を決定しようとするとき

(2) 総合評価一般競争入札評価会議の開催

本市の業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）を行う際には、総合評価一般競争評価会議開催要綱に基づき、総合評価一般競争入札評価会議（以下、「評価会議」という。）を開催し、学識経験者の意見を聴くものとしています。

評価会議に関する事務は契約管財局契約部において行いますが、適用案件の所管担当部署及び評価項目となる政策課題の担当部署についても評価会議に出

席するものとします。

【評価会議の構成】

・評価委員・・・大学教員、弁護士、社会保険労務士

4 基本的運用

(1) 総合評価落札方式の適用について

大阪市では、予定価格が2,000万円以上の庁舎清掃業務委託契約及び病院清掃業務委託契約については原則として総合評価落札方式を適用した発注としています。なお、予定価格が2,000万円未満であっても、過去に総合評価落札方式により発注している場合においても、本市政策の一つである障がい者雇用の継続性等の観点から原則として総合評価落札方式を適用した発注としています。

また、その他の業務委託についても、総合評価落札方式を適用することで本市の政策的課題解消に寄与することが可能なものについては総合評価落札方式での発注を検討することとしています。

(2) 落札者の決定方法

入札に参加しようとする企業（入札参加者）に対して、本市が提示する技術提案、研修体制、本市政策への協力度等についての評価項目に関する企画提案書を求め、予め設定した落札者決定基準に基づき採点し、その技術的評価点及び公共性評価点の合計と、入札価格を点数化した価格評価点の合計点が最も高い企業を落札候補者とします。

評価点 = 価格評価点 + 技術的評価点 + 公共性評価点



(低入札価格調査基準価格以上の場合)

価格評価点に配分された最高点 × (1 - (入札価格 - 低入札価格調査基準価格) / 低入札価格調査基準価格)

ただし、小数点以下切り捨て。

(低入札価格調査基準価格未満の場合)

価格評価点に配分された最高点 × (1 - (低入札価格調査基準価格 - 入札価格) / 低入札価格調査基準価格)

ただし、小数点以下切り捨て。

(注) ①満点は案件によって変わります。

②価格評価点：技術的評価点 + 公共性評価点 = 4 : 6

③価格評価点は、低入札価格調査基準価格を満点とします。

- ④ 予定価格を超えるものは評価しません。
- ⑤ 入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格とします。
- ⑥ 評価点の合計が最も高いものが2者以上存在する場合は、大阪市電子入札システム（業務委託）によるくじにより落札候補者を決定します。ただし、技術的評価点及び公共性評価点の合計が同じで入札価格が異なる場合は、くじによらず入札価格が低い者を落札者とします。

(3) 落札者決定基準の設定

関係担当所属と契約管財局契約部で協議を行い、評価項目及びその内容を策定し、評価会議で意見聴取を行ったうえで、落札者決定基準について定めることとなります。

なお、公共性評価にかかる落札決定基準は、以下の見直し基準に基づき、政策担当所属が見直しの必要性について毎年度検証を行うこととし、11月末までに契約管財局へ検証結果の報告が必要です。

《見直し基準》

- ① 政策課題自体が達成していると政策担当所属が認める場合や指針等で示されているものでなくなっている場合は項目の見直しを図る
- ② 新たな政策課題がある場合は項目を新設する
- ③ 記述式をなくす等提出資料の負担軽減を図る
- ④ 社会情勢等に関する項目については、状況に応じて評価基準や配点割合の見直しを図る

《評価項目例》

評価項目		評価内容
分類	細分類	項目
価格評価	価格評価	
技術的評価	研修体制	技術力向上のための研修制度等の設置
	技術力の評価	現有技術力の評価
	品質保証への配慮	履行体制等
公共性（施策反映）評価	福祉への配慮（就職困難者の就業支援）	知的障がい者の就業状況
		障がい者雇用に関する取組
		各種就労支援事業への協力度
		就職困難者の雇用に関する取組
	男女共同参画	男女共同参画に関する取組
		女性の活躍に関する取組

	賃金・労働条件	賃金・労働条件の向上に関する取組
	環境への配慮	環境への取組
		電動車の導入等

なお、落札者決定基準については、原則として共通基準を定め運用しています。（7参考資料(4)参照）

(4) 中立かつ公正な審査・評価の確保

4(3)で設定した落札者決定基準に基づき審査・評価を行います。

提案内容の審査・評価にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があります。

(5) 情報の公表

ア 入札公告時

地方自治法施行令第167条の10の2第6項により、総合評価一般競争入札の公告をするときは、一般競争入札において必要な公告等のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても公告しなければならないとされています。

したがって、総合評価落札方式を適用する業務委託の入札公告にあたっては、当該方式に関する事項として、入札説明書等に次の事項を明記するものとします。

①総合評価落札方式の適用の旨

②落札者決定基準

- ・評価項目
- ・評価基準
- ・配点

③落札者の決定方法

④提出を求める企画提案書及び提出方法

⑤大阪市業務委託契約履行確認マニュアル（平成25年4月1日改正）の確認対象契約である場合はその旨

⑥その他（企画提案書の様式等）

イ 落札者決定後

「入札契約情報等の公表に関する要綱」に基づき、落札決定と同時に電子調達システム上において入札結果の公表をします。

なお、政府調達協定の対象となる案件については、落札者決定後72日以内

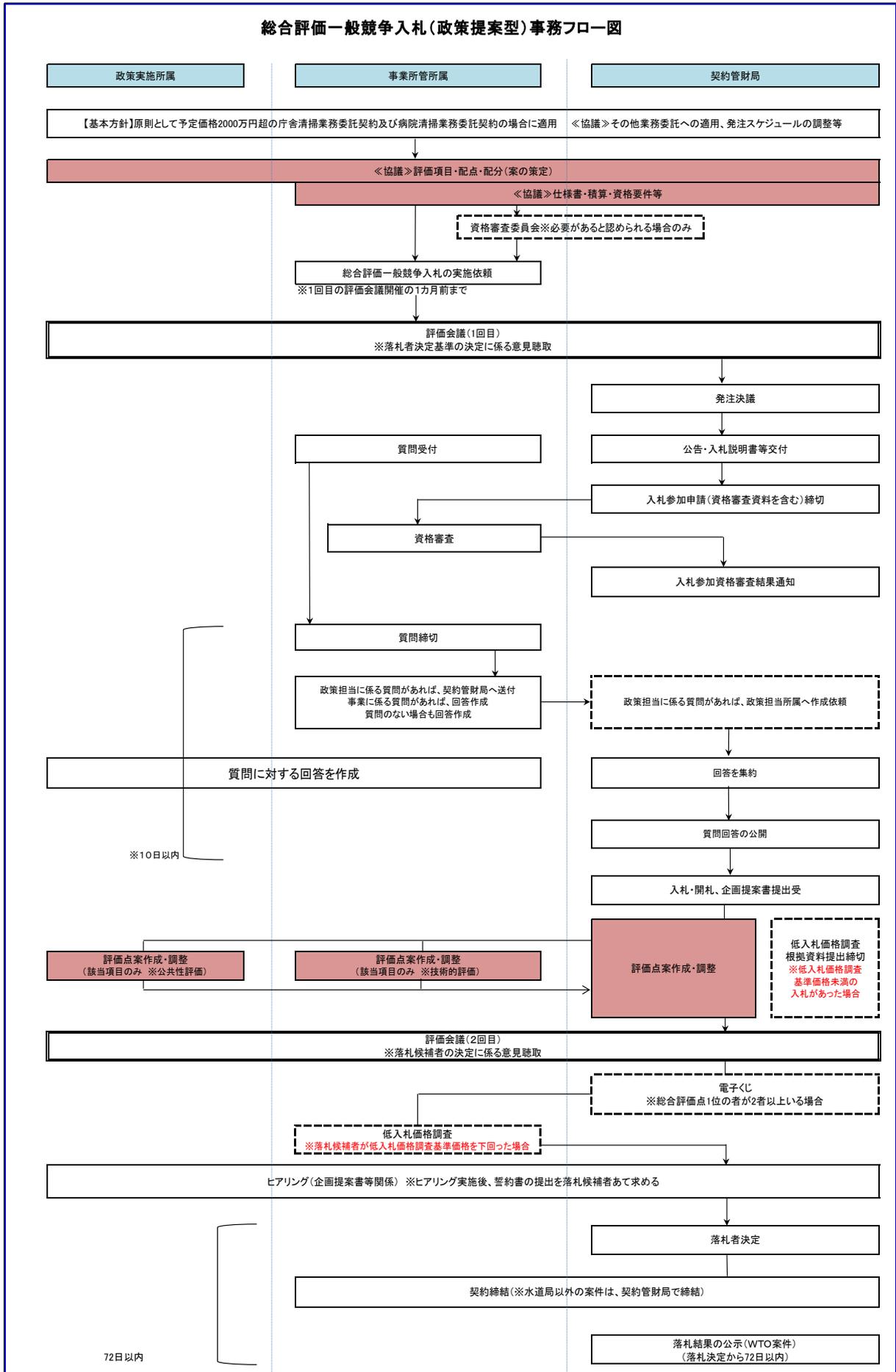
に落札者等の公示を行います。

5 総合評価落札方式の基本的な流れ

(1) 事務フロー図

本市の業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）の手続きの流れは、基本的には次のフロー図のように行われます。

総合評価一般競争入札(政策提案型)事務フロー図



(2) 評価会議（1回目）

1回目の評価会議では、落札者決定基準を定めるにあたって、学識経験者の意見を聴きます。また併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについても意見を聴きます。その結果、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに評価会議（2回目）を開催します。

総合評価落札方式を適用する案件については、1回目の評価会議開催の1か月前までに契約管財局あて依頼を行ってください。（様式は「7参考資料(様式1)」を参照）

(3) 公告等

事業所管所属からの契約請求依頼又は業者決定依頼を受けて契約管財局が発注決議を行い、入札を公告します。

《参考》長期継続契約における政府調達協定の適用の判断について

長期継続契約についても、提供を受ける期間の定めがある場合は、特定役務の予定価格の総額が、総務大臣の定める額以上であるものについて政府調達協定が適用されます。

（参考：平成26年4月11日付契第3005号「長期継続契約における政府調達協定の適用範囲の取扱いについて（通知）」）

(4) 入札・開札

入札は契約管財局が行います。入札は価格の入札書とともに企画提案書の提出を受けて行います。

価格の入札書の受付は原則として電子入札により行いますが、政府調達協定対象案件の場合は、入札参加申請時に申出のあった者に対し、紙入札又は郵便による入札を認めています。

なお、開札の結果、落札候補者がいないときは、原則1回に限り再度の入札を行います。ただし、既に提出された企画提案の再提出は受け付けないものとします。

(5) 採点作業・調整

企画提案書の審査・評価にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、入札参加者名を伏せた企画提案書で評価を行います。

契約管財局契約部において、企画提案書を評価項目にあわせて各担当へ配付します。各担当において評価結果を記入した採点表を、契約管財局契約部で集計し、本市の評価結果（案）とします。

(6) 評価会議（２回目）

評価会議（１回目）で、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、評価会議（２回目）を開催し意見を聴きます。

評価会議（２回目）では、入札参加者の企画提案内容を審査し、価格評価、技術的評価及び公共性評価を行い、落札候補者決定に係る意見を聴きます。

(7) ヒアリング

落札候補者に対して、契約管財局においてヒアリングを実施します。企画提案内容に関するヒアリングには事業所管所属及びヒアリングが必要な政策課題の担当部署が立ち合います。

ただし、落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格未満の場合は、企画提案内容に関するヒアリングに先立ち、事業所管所属において低入札価格調査を行います。調査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたのち、当該落札候補者に対して、企画提案内容及び履行確認マニュアルを踏まえた内容によりヒアリングを行い、聞き取った内容について誓約書（様式２）の提出を求めることとします。なお、誓約書の提出を求めることについては公告時において入札説明書に明記し、確実な実行を促すようにします。

(8) 落札者の決定

低入札価格調査及び企画提案内容に関するヒアリングの結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた時、契約管財局が落札決定し、落札者決定通知を行います。

6 企画提案内容の履行確認

総合評価落札方式では、入札参加者の企画提案内容の実効性の確保や競争入札の公平性が担保される必要があります。そのため、企画提案内容の履行確認方法について、共通仕様書（総合評価一般競争入札）（７参考資料(5)参照）及び総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書（７参考資料(6)参照）に規定してください。

また、庁舎清掃業務委託契約及び病院清掃業務委託契約については、「大阪市業務委託契約履行確認マニュアル」の確認対象契約となります。（その他の業務に準用することを妨げるものではありません。）

履行確認を行った結果、企画提案内容が遵守されていない場合には、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行うことがあります。

なお、毎年９月頃に、総合評価一般競争入札（政策提案型）により業者決定を行った案件のうち現在履行中のものについて、契約管財局から履行状況に関する

る照会を事業所管所属あて行います。

7 参考資料

- (1) 総合評価一般競争入札評価会議開催要綱
掲載先：大阪市電子調達システム > 各種資料・ダウンロード > 調度事務の手引（大阪市関係規程編）
 - (2) 大阪市業務委託契約総合評価一般競争入札（政策提案型）実施要領
掲載先：大阪市電子調達システム > 各種資料・ダウンロード > 調度事務の手引（大阪市関係規程編）
 - (3) 業務委託契約における総合評価一般競争入札（政策提案型）（電子入札版）の手引
掲載先：大阪市電子調達システム > 各種資料・ダウンロード > 調度事務の手引（大阪市関係規程編）
 - (4) 大阪市庁舎清掃業務委託の総合評価にかかる落札者決定基準
 - (5) 共通仕様書（総合評価一般競争入札）
 - (6) 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書（例）
- 【様式】**
- （様式1）総合評価一般競争入札（政策提案型）の実施について（依頼）
 - （様式2）誓約書（落札候補者へのヒアリング関係）

(4) 大阪市庁舎清掃業務委託の総合評価にかかる落札者決定基準

大阪市庁舎清掃業務委託の総合評価にかかる落札者決定基準

大阪市庁舎清掃業務委託の総合評価（政策提案型）にかかる落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）について、次により取扱う。

【適用】

この落札者決定基準は、大阪市庁舎清掃業務委託契約に適用する。

【運用】

落札者決定基準は、次のとおり運用する。

- (1) 落札者決定基準に基づき作成する「評価項目詳細シート」及び「企画提案書等様式」には、各案件名称及び新規雇用（予定）人数を記載することができる。
- (2) 落札者決定基準に基づき、「評価項目詳細シート」及び「企画提案書等様式」に記載する期日、期間及び期限については、各案件の契約期間等に即し、適正に表示することができる。
- (3) 機関の名称変更があった場合は、「評価項目詳細シート」及び「企画提案書等様式」に新機関名と旧機関名を併記する。

【施行】

落札者決定基準は、平成23年8月29日から施行する。

附 則

- 1 この落札者決定基準は、平成25年7月30日から施行する。
- 2 この落札者決定基準は、平成26年1月1日以降に契約するものについて適用する。
- 3 この落札者決定基準は、平成26年7月30日から施行する。
- 4 この落札者決定基準は、平成27年2月19日から施行する。
- 5 この落札者決定基準は、平成28年7月4日から施行する。
- 6 この落札者決定基準は、平成29年5月19日から施行する。
- 7 この落札者決定基準は、平成29年9月29日から施行する。
- 8 この落札者決定基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 9 この落札者決定基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 10 この落札者決定基準は、令和4年4月1日から施行する。
- 11 この落札者決定基準は、令和4年9月15日から施行する。
- 12 この落札者決定基準は、令和5年4月3日から施行する。
- 13 この落札者決定基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 14 この落札者決定基準は、令和8年2月10日から施行する。

評価項目		評価点		項目	評価基準
分類	細分類	総点	個別点		
1	1-1 価格評価	46		1-1-1	「価格評価」と「技術的評価＋公共性評価」の割合は4：6 総得点は114点で、46点：68点。

2 技術的評価	2-1 研修体制	4	4	2-1-1 技術力向上のための研修制度等の設置	<p>① 過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を総合的に評価する。(2点)</p> <p>○当該業務に関連する過去1年間(公告・入札説明書交付日が属する月の末日を期限とする過去1年間)の研修実施の有無及び内容に応じて加点(研修実施及び研修内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施した研修の主目的及び得られた成果が明確に記述されていれば2点(ただし、受講終了証及び研修レジメの提出がない場合は0点) <p>② 当該業務に関連する履行期間中(履行開始後4箇月経過した日の属する月の1日までの間に実施)の研修計画の有無及び研修内容を総合的に評価する(2点)</p> <p>○研修実施計画書(様式2)に基づく研修計画の有無及び内容に応じて加点(研修内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に有効である研修予定内容であれば1点 ・成果とする目標については、計画している研修のねらいと期待できる成果について明確な記述があれば1点
	2-3 品質保証への配慮	14	14	2-3-1 履行体制	<p>作業実施計画表(様式指定なし)の提案内容の具体性、実現性等を総体的に勘案して評価する。(14点)</p> <p>○業務仕様書に基づき、業務を履行する場合の作業実施計画表を評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業員の時間的な配置及び業務履行計画(6点)→特定項目「※」を参照 <ul style="list-style-type: none"> ・各箇所の清掃業務等が円滑に遂行できる計画的な人員配置であり、業務の履行方法に具体性、実現性等があるかを評価する。 2. 日々の作業完了時の履行確認体制及び会社の支援体制(4点) <ul style="list-style-type: none"> ・作業完了後の履行確認を迅速・確実に行う履行・支援体制となっているかを評価する。 ・作業員の従事状況を適確に把握し、欠員補充・改善・是正等の必要があれば、直ちに対応できる会社の支援体制であるかを評価する。 3. 緊急時の対応要領の整備 <p>緊急時の処理要領に具体性、実現性等があるかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の役割分担、報告・指示、結果報告系統、伝達方法等が明記されている場合(2点) ・今後の改善点、是正措置等について明確に記載するような様式を定めている場合(2点) <p>※1の作業員の配置及び業務履行計画については、特定項目とし、1の評価が得られない場合は、2～3の評価点が得られない。</p>

3 公共性評価	3-1 福祉への配慮 (就職困難者の就業支援)	3 6	2 1	3-1-1 知的障がい者又は精神障がい者(以下、知的障がい者等という。)の就業状況	<p>【新たに総合評価落札方式を適用する場合、または、継続して総合評価落札方式を適用する場合で、かつ、当該清掃実施施設で総合評価により雇用された知的障がい者等がない場合】</p> <p>① 当該清掃実施施設の清掃現場を活用した知的障がい者又は精神障がい者の新規雇用を予定しているかどうか評価する。(履行開始後4箇月経過した日の属する月の1日までに実現可能な採用予定を対象とする。)</p> <p>○知的障がい者等の新規雇用(予定)人数を評価(8点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用を●人以上(※)予定している場合(8点) ・予定していない場合(0点) <p>(ただし、重度知的障がい者は1名あたり2名換算。)</p> <p>(※)新規雇用(予定)人数については、大阪市において別途定める「総合評価一般競争入札にかかる落札者決定基準の運用指針」により決定する。</p> <p>(雇用条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時雇用関係〔労働基準法等の関係法令を遵守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上(但し、精神障がい者を雇用する場合は、原則週20時間以上でも可能とし、複数配置することにより、勤務時間の合計が週30時間以上となった場合は、週30時間ごとに配置基準人数1人を配置したものとする。)で、期間の定めなく雇用される者(有期雇用で雇用期間以降更新する場合を含む。)、かつ労働保険(労災保険・雇用保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入を条件とする。〕にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用する者を除きます。 ・この評価基準中の「有期雇用で雇用期間以降更新する場合」には「有期雇用で継続的な更新を予定しており、客観的合理的な理由がない限り更新拒絶しない場合」も含む。 <p>【継続して総合評価落札方式を適用し、かつ、当該清掃実施施設で総合評価により雇用された知的障がい者又は精神障がい者がいる場合】</p> <p>② 当該清掃実施施設で常時雇用している知的障がい者等の継続雇用の提案等(応諾意思)を評価する(8点)</p> <p>応諾しない場合は「知的障がい者等の就業状況」(21点)の評価点は0点とする。</p> <p>○応諾の有無により加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該清掃実施施設で常時雇用関係〔労働基準法等の関係法令を順守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上(但し、精神障がい者を雇用する場合は、原則週20時間以上でも可能とし、複数配置することにより、勤務時間の合計が週30時間以上となった場合は、週30時間ごとに配置基準人数1人を配置したものとする。)で、期間の定めなく雇用される者(有期雇用で雇用期間以降更新する場合を含む。)、かつ労働保険(労災保険・雇用保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入を条件とする。〕にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用する者を除きます。 ・この評価基準中の「有期雇用で雇用期間以降更新する場合」には、「有期雇用で継続的な更新を予定しており、客観的合理的な理由がない限り更新拒絶しない場合」も含む。 <p>次の内容を応諾すること。</p> <p>(前回に引き続き契約候補者となった企業に対する確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人が継続雇用を希望した場合は、優先的に雇用を継続すること。 <p>(新たに契約候補者となった企業に対する確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 本人が同一職場での勤務を望んだ場合には、前回の契約企業との調整を行い、本人の希望が考慮されるよう配慮すること。 3. 次については、履行開始日後4箇月経過した日の属する月の1日までに●人以上(※)の知的障がい者等を新規雇用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・1の場合において、本人が継続雇用を希望しなかった場合 ・2の場合において、本人が同一職場での勤務を望まなかった場合 ・本人の退職等により、継続雇用すべき対象者がいなかった場合 (ただし、重度知的障がい者は1名あたり2名換算。) <p>(※)新規雇用(予定)人数については、大阪市において別途定める「総合評価一般競争入札にかかる落札者決定基準の運用指針」により決定する。</p> <p>①又は②について、評価が得られない場合は、③④の項目について評価が得られない。</p>
------------	-------------------------------	-----	-----	--	---

				<p>③ 当該清掃実施施設で常時雇用する知的障がい者等の雇用条件（今回、本市の実施する総合評価一般競争入札における契約現場で就業する知的障がい者等を対象とする。）を評価する。（2点）</p> <p>○知的障がい者等の雇用条件を評価</p> <p><評価内容></p> <p>1. 雇用期間、2. 勤務時間、3. 勤務日数、4. 有給休暇、5. 賃金、6. 労働保険及び社会保険の加入、7. 通勤手当の支給について、労働基準法等の関係法令に抵触していない内容か等について、確認を行い評価する。雇用条件に関する提案がある場合に1点加点し、更に雇用期間が無期雇用の場合に1点加点する。ただし、有期雇用で雇用期間以降更新しない場合は、雇用条件等に関する提案の評価は得られない。</p> <p>・雇用条件に関する提案が無い、若しくは、労働基準法等の関係法令に抵触している、労働保険及び社会保険が未加入等の提案であれば、「知的障がい者の就業状況」の評価点（21点）は0点とする。</p> <p>④ 支援体制の提案の有無及び提案内容の具体性、実現性等を総体的に勘案して評価し、加点（総点11点）</p> <p>○専任支援者の配置の有無</p> <p>・職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修、または相当する研修（障がい者雇用支援スタッフ養成講座、就労支援員養成研修など）を修了した専任支援者を配置している。（2点）</p> <p>・専任支援員を配置しているが、上記の研修を修了していない。（1点）</p> <p>※専任支援員に求めるもの</p> <p>業務の遂行に関する支援</p> <p>職場内のコミュニケーションに関する支援</p> <p>障がい者の通勤時や休憩時に関する助言</p> <p>就業課題の解決に必要な職場以外での支援に係る助言</p> <p>※専任支援者の配置の有無について評価が得られない場合は、「受け入れ体制等、就労のために必要な支援体制」「採用から職場への定着が図られるための相談体制やコミュニケーション支援」「過去からの知的障がい者等雇用の取り組み」について企画提案がなされた場合でも評価は行わない。</p> <p>○受け入れ体制等、就労のために必要な支援体制</p> <p>1. 雇用する企業として、障がい者本人の特性や得意・不得意等についてアセスメントを行い、それに基づく支援計画書を作成している。（1点）</p> <p>（着眼点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動特性やコミュニケーション傾向を把握し記載している ・活用可能な社会資源（関係機関等）を把握し記載している ・就労に関する本人のニーズを把握し記載している ・上記を踏まえた支援計画を策定し記載している <p>2. 障がい者向け作業マニュアルを整備している。（1点）</p> <p>（着眼点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平易な表現で記載されている。 ・作業手順を細分化して記載されている ・道具の使い方の解説が記載されている ・事故防止等安全対策や災害緊急時の対応について記載されている <p>3. 専任支援者へのバックアップ体制を整備している（1点）</p> <p>4. 従業員に対する障がい者の受け入れにかかる研修の開催実績（1点）</p> <p>○採用から職場への定着が図られるための相談体制やコミュニケーション支援</p> <p>1. 就労・生活支援センターや大阪府が認定する職場環境整備等支援組織（障がい分野）などの障がい者の就労を支援する組織と連携している。（1点）</p> <p>2. 相談窓口等、相談体制を整備し、障がい者本人に通知している。（1点）</p>
--	--	--	--	---

				<p>・書面または口頭で周知</p> <p>3. 契約更改時に、本人が継続雇用を希望した場合には、優先的に雇用を継続する。 (1点)</p> <p>4. 過去からの知的障がい者等雇用の取り組み (2点) (評価基準)</p> <p>過去の障がい者法定雇用率を上回る知的障がい者又は精神障がい者の雇用の取り組みや、実習生の受け入れ等の取り組み実績について記載されているものを加点対象とする。(記載可能な取り組み実績は、入札参加申請締切日を起点として過去3年間に実施した内容に限る。)</p>
2	3-1-2 障がい者 雇用に関 する取組			<p>入札参加者の障がい者雇用率(直近の6月1日現在)を評価する。(2点)</p> <p>○障がい者雇用率を評価 障がい者雇用率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率(%)の3倍を超えている場合 2点 ・法定雇用率(%)の2倍を超えている場合 1点

		10	<p>3-1-3 各種就労支援事業への協力度</p>	<p>1. 各種就労支援事業を活用した新規雇用（6点） 対象基準日までに（1. 大阪市地域就労支援センター 2. 大阪市障がい者就業・生活支援センター 3. 大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター 4. 自立支援センター舞洲 5. 大阪ホームレス就業支援センター）のいずれかの機関から紹介を受け、新規雇用する人数を評価する。</p> <p>（加点方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3人以上予定している場合（6点） ・ 2人予定している場合（3点） ・ 1人予定している場合（1点） <p>（雇用条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時雇用関係〔労働基準法等の関係法令を順守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上で、期間の定めなく雇用される者（有期雇用で雇用期間以降更新する場合を含む。）、かつ労働保険（労災保険・雇用保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入を条件とする。〕にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用している者を除く。 <p>2. 就職困難者等の雇用条件に関する考え方（1点） 本市の実施する総合評価一般競争入札において、対象基準日までに新規雇用する就職困難者等を対象とした就職困難者等の新規雇用条件の提案内容を評価する。</p> <p>（評価内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 雇用期間 2. 勤務時間 3. 勤務日数 4. 有給休暇 5. 賃金 6. 労働保険及び社会保険の加入 7. 通勤手当の支給について、労働基準法等の関係法令に抵触していない内容であることを確認し評価する。 <p>※有期雇用で雇用期間以降更新しない場合は加点しない。</p> <p>3. 各種就労支援事業への協力度（3点） 各種就労支援事業へのこれまでの協力度として、（1. 大阪市地域就労支援センター 2. 大阪市障がい者就業・生活支援センター 3. 大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター 4. 自立支援センター舞洲 5. 大阪ホームレス就業支援センター）のいずれかの機関から紹介を受け、継続雇用（入札参加申請締切日現在において雇用を継続している者。ただし、本市総合評価一般競争入札による雇用については除く。）する人数を評価する。</p> <p>（加点方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2人以上継続雇用の場合（3点） ・ 1人継続雇用の場合（2点） ・ 継続雇用していない場合（0点） <p>※雇用条件について、労働基準法等の関係法令に抵触している場合は加点しない。</p> <p>（雇用継続条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時雇用関係〔労働基準法等の関係法令を順守の上、1週間あたりの労働時間が30時間以上で、期間の定めなく雇用される者（有期雇用で雇用期間以降更新する場合を含む。）、かつ労働保険（労災保険・雇用保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入を条件とする。〕にある者を対象とし、臨時的、又は一時的に雇用している者を除く。
	1	3-1-4	<p>就職困難者の雇用に関する取組</p>	<p>おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）事業への協力状況を評価する。 ○入札参加申請締切日現在において、おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）の会員企業であることを評価する。（1点）</p>

		1		<p>犯罪や非行をした人を雇用する「協力雇用主」への登録を評価する。 ○入札参加申請締切日現在において、大阪保護観察所に協力雇用主として登録していることを評価する。(1点)</p>
		1		<p>雇用環境が厳しい時代に就職活動を行った世代に対する支援を評価する。 ○入札参加申請締切日までに下記のうちいずれかの制度を活用した取組みを評価する。(1点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライアル雇用助成金(一般トライアルコース/障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース) <p>※助成金支給決定日が、入札参加申請締切日前1年以内であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース/特定就職困難者コース/発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース/生活保護受給者等雇用開発コース) <p>※助成金支給決定日から入札参加申請締切日において、助成金対象者の雇用が継続されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ助成金(正社員化コース/障害者正社員化コース) <p>※助成金支給決定日から入札参加申請締切日において、助成金対象者の雇用が継続されているもの</p>
3-2 男女共同参画	6	2	3-2-1 男女共同参画及び女性活躍推進に関する取組	<p>厚生労働大臣が認定する「えるぼし認定」を受けている。 ○入札参加申請締切日現在において、厚生労働大臣が認定する「えるぼし認定」を受けている。(2点)</p>
		4		<p>入札参加者の大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証の取得状況等に応じて評価する。(4点)</p> <p>○大阪市女性活躍リーディングカンパニーの認証を受けている 又は ○女性の活躍推進の取組状況について、市民局発行の「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証等の評価項目確認書」を有している</p> <p>※評価項目については、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業実施要綱に掲げる基準に準ずる。</p>
3-3 賃金・労働条件	4	4	3-3-1 賃金・労働条件の向上に関する取組	<p>本案件の履行場所における従事者及び予定者、並びに対象基準日までに新規雇用する就職困難者等に対する支払賃金を評価する(4点)</p> <p>(加点方法) 大阪府の最低賃金額(時間額)の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.2倍以上(4点) ・1.15倍以上1.2倍未満(3点) ・1.1倍以上1.15倍未満(2点) ・1.05倍以上1.1倍未満(1点) <p>上記時間額未満の場合(0点)</p>

3-4 環境への配慮	4	2	3-4-1 環境への取組	<p>入札参加者の環境への取組（1. 環境 ISO 14001 取得・申請状況 2. エコアクション 21 等による環境管理）を評価する。（2点）</p> <p>○入札参加者の環境への取組みを行っている内容（登録状況）に応じて加点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 14001 取得者（2点） ・ ISO 14001 申請中の者（1点） ・ エコアクション 21 等の登録者（1点） <p>重複評価はしない。</p>
		2	3-4-2 電動車低 の導入等	<p>① グリーン配送適合車（車種規制非適合車（※）以外の電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)、天然ガス自動車、ガソリン自動車、LPG 自動車、ディーゼル自動車）の使用予定（作業現場への資機材等搬入時）を評価する。（1点）</p> <p>※ 自動車 NOx・PM 法の車種規制基準に適合しないもの グリーン配送適合車での当該業務に係る資機材の搬入→1点</p> <p>② 電動車の導入状況を評価する。（1点）</p> <p>乗用自動車（電動車）の導入率 50 パーセント以上→1点 ただし、乗用自動車の総台数が 0 台の場合は 1 点とする。</p>

(5) 共通仕様書（総合評価一般競争入札）

共通仕様書（総合評価一般競争入札）

1 目的

この共通仕様書（総合評価一般競争入札）（以下「共通仕様書」という。）は大阪市（以下「本市」という。）と受注者が、業務に関して標準的な事項を定めることにより、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

2 適用範囲

- (1) この共通仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 契約書、業務仕様書に定められた事項以外は、この共通仕様書及び総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書の定めるところによる。
- (3) 契約書、業務仕様書、共通仕様書及び総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書（以下「契約図書」という。）は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書相互の間に相違がある場合の優先順位は、
 - ① 契約書
 - ② 業務仕様書
 - ③ 共通仕様書
 - ④ 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書の順とする。
- (4) 受注者の提出した企画提案項目において加点とならなかった場合、又は提案がなかった場合は、報告の対象とならないものとする。
- (5) 受注者は、契約図書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、本市の施設管理担当者と協議するものとする。

3 企画提案項目等の履行確認

受注者は提出した企画提案書等に記載した内容（以下「企画提案項目」という。）を誠実に履行しなければならない。ただし、関係法令及び2（3）①から④に定めるところに違反する企画提案項目は除くものとする。本市は企画提案項目の全部又は一部について、受注者が履行する意思がないと判断したとき、又は、虚偽の申告等があったと判明したときは、業務委託契約書に基づき、受注者に対して書面をもって通告することにより、この契約を解除することができる。

本業務は、大阪市業務委託契約履行確認マニュアル（平成24年4月1日施行）の確認対象契約である。確認に応じないときは停止措置、契約解除その他必要な措置を講じることがある。

(6) 総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書（例）

総合評価一般競争入札に関する企画提案項目にかかる特記仕様書（例）

1 技術力向上のための研修の実施について

受注者は、「研修実施計画書」（様式2）で企画提案した内容に基づき、従事者に対する研修を実施しなければならない。また、各研修実施後は、本市の施設管理担当者（以下「施設管理担当者」という。）に対して速やかに「研修実施報告書」（様式1）に必要事項を記載し、関係書類を添付のうえ報告しなければならない。

2 履行体制について

受注者は、適正な履行を確保するために企画提案した「作業実施計画表」に基づき、施設管理担当者に対して書面により作業結果等を報告しなければならない。

3 知的障がい者等の就業について

受注者は、「知的障がい者等雇用計画書」（様式3【新規案件。継続案件は様式4】）で企画提案した内容に基づき、定められた期日までに知的障がい者又は精神障がい者（以下「知的障がい者等」という。）を当該業務に就業させなければならない。また、受注者は施設管理担当者に対して「作業実施計画表」により、毎月1日現在の就業状況を当月10日（閉庁日の場合は次の開庁日）までに、関係書類を添付のうえ報告しなければならない。

4 知的障がい者等の雇用を実現するための支援体制について

受注者は、知的障がい者等を就業させるにあたり、「知的障がい者等就業支援企画書」（様式6）で企画提案した内容に基づき、支援を実施しなければならない。また、受注者は施設管理担当者に対して「知的障がい者等就業支援報告書」（様式6を準用）により、毎月10日（閉庁日の場合は次の開庁日）までに前月分の支援実施内容を報告し、施設管理担当者が求めた際は支援内容の具体的な方法を説明しなければならない。

5 就職困難者の雇用について

受注者は、「就職困難者等雇用計画書」（様式8）で企画提案した内容に基づき、定められた期日までに就職困難者を雇用しなければならない。また、受注者は施設管理担当者に対して「就職困難者等雇用報告書」（様式9）により、毎月1日現在の雇用状況を当月10日（閉庁日の場合は次の開庁日）までに、関係書類を添付のうえ報告しなければならない。

6 支払賃金について

受注者は、「支払賃金に関する提案書」（様式15）で企画提案した内容に基づき、当該現場における従事者（予定者を含む。）に対する支払賃金（今回、本市の実施する総合評価方式入札において、新規雇用する就職困難者等が当該契約現場で従事する場合は同様。）は、大阪府の最低賃金額（時間額）以上とすること。

また、受注者は施設管理担当者に対して、毎月1日現在の賃金支払状況を当月10日（閉庁日の場合は次の開庁日）までに、賃金台帳を添付のうえ報告しなければならない。

なお、算定基礎となる労働時間は厚生労働省が定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づくものとし、賃金台帳には基本給・精皆勤手当などの諸手当その他賃金の種類毎にその額及び時間外労働・休日労働・深夜労働を行った時間数等の労働関係法令に定める項目を記載すること。

7 資機材等の搬入におけるグリーン配送適合車の使用について

受注者は、業務を履行するにあたり使用する資機材を当該履行施設に搬入するにあたっては、「資機材等搬入時の使用予定自動車報告書」（様式 16）に記載している車両により搬入しなければならない。また、受注者は、施設管理担当者に資機材の搬入予定日の 2 日前までに搬入日時等を報告するとともに、搬入時においては搬入方法等の検査を受けなければならない。

(様式1)

令和 年 月 日

契約管財局長 様

〇〇〇〇区・局・室長

〔 担当 : 〇〇部〇〇担当 〇〇
TEL : 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〕

総合評価一般競争入札（政策提案型）の実施について（依頼）

次の案件について、政策提案型の総合評価一般競争入札により行いたいと考えていますので、手続き方依頼します。

記

- 1 案件名称 〇〇〇〇業務委託
- 2 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 業務内容
- 4 契約締結予定日 令和 年 月 日
- 5 落札者決定基準 大阪市基準・その他基準
- 6 その他基準適用理由

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

大阪市入札参加資格承認番号 ()

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者 名

本業務の落札者決定にあたってのヒアリングにおいて確認したとおり、入札時に提出した企画提案書に記載した提案内容のうち加点対象となったものについては、仕様の一部として契約条項となることを理解し、契約締結後はその内容を遵守して業務を履行するとともに、労働基準法その他関係法令を遵守することを誓約します。

委託業務の名称 _____

(改正履歴)

○平成24年11月28日 制定

○平成 25 年 9 月 1 日 改正

○平成 27 年 3 月 24 日 改正

○平成 28 年 7 月 28 日 改正

○平成 29 年 6 月 7 日 改正

○令和 2 年 4 月 1 日 改正

○令和 3 年 4 月 1 日 改正

○令和 4 年 4 月 1 日 改正

○令和 4 年 9 月 15 日 改正

○令和 5 年 4 月 3 日 改正

○令和 6 年 4 月 1 日 改正

○令和 8 年 2 月 10 日 改正